

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和5年11月17日
磯子警察署 生活安全課

令和5年10月末現在

暫定値		令和5年10月末現在																
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	クレジットカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
区内全域	令和5年	477	1	41	27	19	8	326	8	2	4	112	14	18	78	90	8	74
	令和4年	405	2	30	43	30	13	263	5		5	85	7	25	48	88	13	54
	増減	72	-1	11	-16	-11	-5	63	3	2	-1	27	7	-7	30	2	-5	20
磯子	令和5年	58		3	1	1		39	3			10	3	1	16	6	2	13
	令和4年	58	1	1	4	4		37			1	12	2		8	14	2	13
	増減	0		2	-3	-3		2	3		-1	-2	1	1	8	-8		
磯子台	令和5年	3		1														2
	令和4年	0																
	増減	3		1														2
鳳町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
岡村	令和5年	26		2	5	4	1	15	1	1		1	1	2	2	7		4
	令和4年	23		1	2	1	1	14	1			3		3		7	3	3
	増減	3		1	3	3		1		1		-2	1	-1	2		-3	1
上町	令和5年	1						1				1						
	令和4年	3		2														1
	増減	-2		-2				1				1						-1
上中里町	令和5年	11		1	1		1	9				3	1	1	1	3		
	令和4年	3						3				2				1		
	増減	8		1	1		1	6				1	1	1	1	2		
栗木	令和5年	11		2	3	3		6					1		1	4		
	令和4年	6						5				2		1		2		1
	増減	5		2	3	3		1				-2	1	-1	1	2		-1
坂下町	令和5年	1						1				1						
	令和4年	1		1														
	増減	0		-1				1				1						
汐見台	令和5年	6			1	1		3				1		2				2
	令和4年	10			3	1	2	6						3	2	1	1	
	増減	-4			-2		-2	-3				1		-1	-2	-1	-1	2
下町	令和5年	3						2				2						1
	令和4年	1						1								1		
	増減	2						1				2				-1		1
新磯子町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
新杉田町	令和5年	11		1				9			1	3			1	4		1
	令和4年	15						12			1	1		1	1	8	1	2
	増減	-4		1				-3				2		-1		-4	-1	-1
新中原町	令和5年	0																
	令和4年	0																
	増減	0																
新森町	令和5年	1																1
	令和4年	0																
	増減	1																1
杉田	令和5年	89		11	1		1	67			2	25	1	4	21	14	1	9
	令和4年	52		3	4	4		38				12	1	1	10	14	2	5
	増減	37		8	-3	-4	1	29			2	13		3	11		-1	4

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

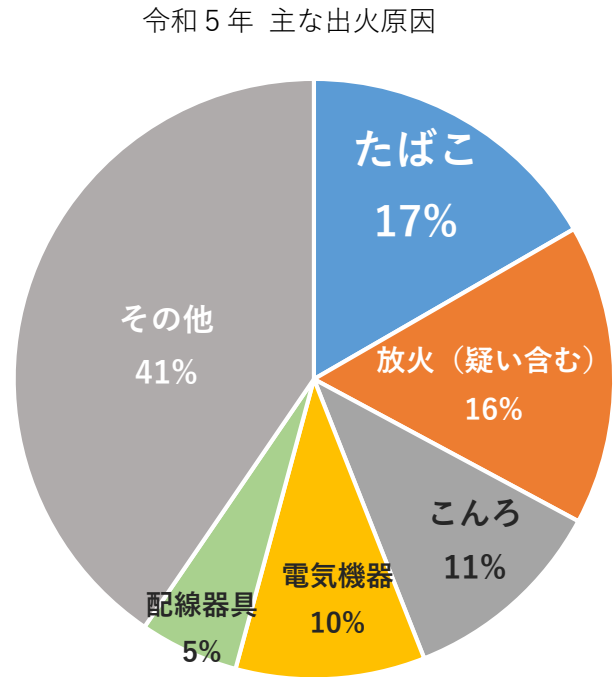
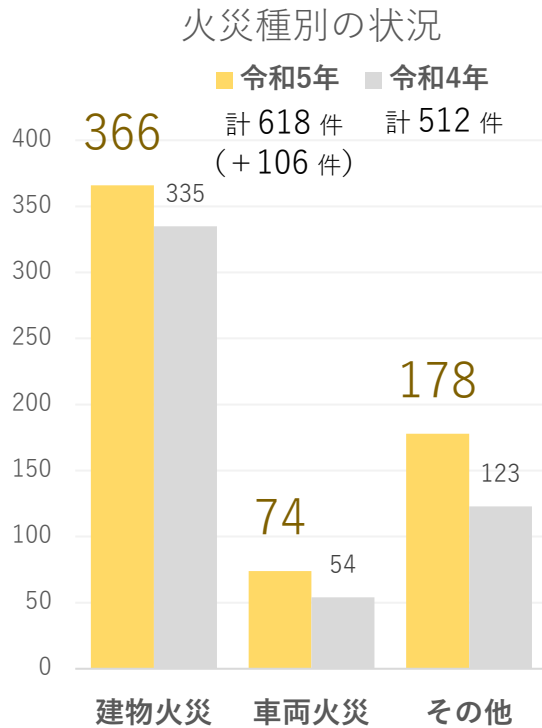
暫定値		令和5年10月末現在																	
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	詐欺盗	キャッシュカード	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
杉田坪呑	令和5年	2							2			1	1						
	令和4年	1																	1
	増減	1							2			1	1						-1
滝頭	令和5年	12		2					5		1	1	1	1	1		1	1	4
	令和4年	17		3	3	3			11			5		2	3	1		1	4
	増減	-5		-1	-3	-3			-6		1	-4	1	-1	-3			1	4
田中	令和5年	6		2					3			3							1
	令和4年	7		1					5	2		1	1				1		1
	増減	-1		1					-2	-2		2	-1				-1		
中浜町	令和5年	2							1								1		1
	令和4年	3		1					2			1		1					1
	増減	-1		-1					-1			-1		-1			1		
中原	令和5年	17		3	2	2			9			5	1				3		3
	令和4年	18	1						12	1		6		1	1	3		2	3
	増減	-1	-1	3	2	2			-3	-1		-1	1	-1	-1			-2	
西町	令和5年	16		2					10	1		6		1	2			1	3
	令和4年	10		3	1	1			5			1			3	1		1	3
	増減	6		-1	-1	-1			5	1		5		1	-1	-1			3
原町	令和5年	4			1	1			1								1		2
	令和4年	4							3				1		1		1		1
	増減	0			1	1			-2				-1		-1				
馬場町	令和5年	3			1	1			1			1							1
	令和4年	0																	
	増減	3			1	1			1			1							1
東町	令和5年	10							8			5	1		1	1			2
	令和4年	12			1	1			10			5		1	4				1
	増減	-2			-1	-1			-2				1	-1	-3	1			1
久木町	令和5年	7			1	1			6				1		2	3			
	令和4年	2							2				1			1			
	増減	5			1	1			4						2	2			
氷取沢町	令和5年	1							1					1					2
	令和4年	6							4					2		2			2
	増減	-5							-3					-1		-2			-2
広地町	令和5年	5	1						2						2				2
	令和4年	3							2			1				1			1
	増減	2	1									-1			2	-1			1
丸山	令和5年	20		3	1	1			13	1		5	1		2	4	1		2
	令和4年	16		2					13	1	1	5			3	3			1
	増減	4		1	1	1						-1	1		-1	1	1		1
峰町	令和5年	1							1										1
	令和4年	2		1					1								1		1
	増減	-1		-1					-1								-1		
森	令和5年	61		3	1		1		43	2		10		1	17	13	1		13
	令和4年	55		5	6	4	2		30		1	15		1	6	8	1		13
	増減	6		-2	-5	-4	-1		13	2		-1	-5		1	11	5		
森が丘	令和5年	5							1					1					4
	令和4年	3		1					2								2		4
	増減	2		-1					-1					1		-2			
洋光台	令和5年	82		5	8	4	4		65			27	2	3	10	23	1		3
	令和4年	73		5	19	11	8		46			1	13	1	8	6	17	1	2
	増減	9			-11	-7	-4		19			-1	14	1	-5	4	6		1

令和5年 火災・救急状況

<令和5年1月1日～令和5年10月31日>

■ 市内の火災件数・原因(前年同月比)

火災件数は昨年同月比で106件の増加、火災原因は「たばこ」次いで「放火」が多い



■ 区内の火災件数・原因(前年同月比)

		令和5年	令和4年	増減
火災件数		16件	18件	△2件
種別	建物	11件	10件	1件
	車両	1件	3件	△2件
	その他	4件	5件	△1件
焼損床面積		562 m ²	12 m ²	550 m ²
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		5人	2人	3人

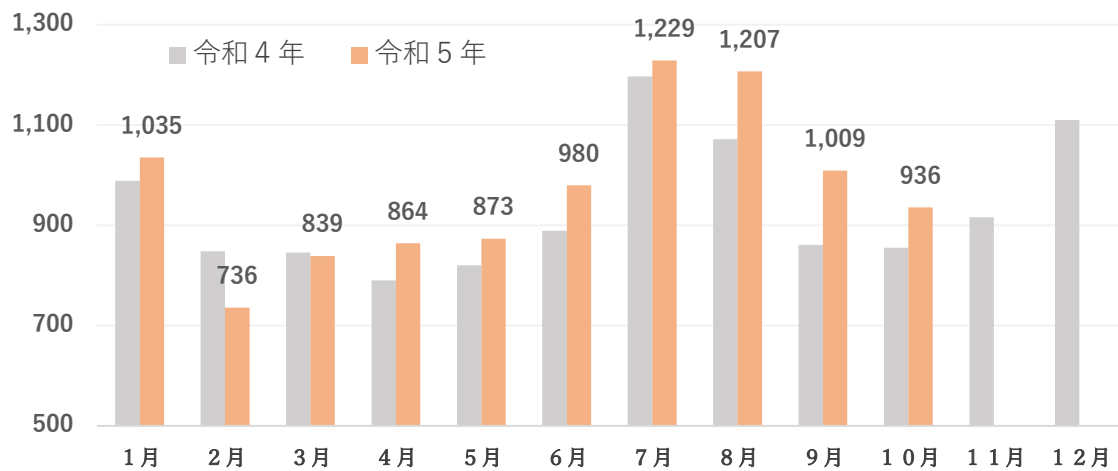
■ 区内の火災 (10月発生分)

- ① 10月21日(土) 磯子区中原一丁目 建物火災

■ 区内の救急件数

区内 9,708 件 (昨年比 550 件増)

参考：(市内 210, 386 件 (昨年比 9,388 件増))



放火による火災を防ぎましょう

放火火災は横浜市の火災原因の上位となっており、日が沈む夕方から人々が睡眠する深夜にかけて多く発生するという特徴があります。

放火を防ぐために、家の周りに燃えやすいものを置かない等の「放火されない、放火させない環境づくり」に努めることが大切です。



- 家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ゴミは決められた日の朝決められた場所に出すようにしましょう。

令和6年磯子区出初式の開催について

1 趣旨

令和6年磯子区消防出初式は、年頭にあたり、地域、企業、防災関係団体が一堂に会し、防火防災に対する決意を新たにするとともに、消防車両・資機材の展示及び消防訓練を披露することにより、防災関係者等の士気の高揚を図ることを目的としています。また、皆様が集い、御家族で学び、楽しめる防災イベントとして、コロナ禍以前規模の内容で「杉田臨海緑地」において実施します。

2 開催概要

(1) 実施日時

令和6年1月6日（土）午後1時30分から午後3時00分まで

(2) 場所

杉田臨海緑地（杉田五丁目31番地）※ 荒天時は中止又は磯子区公会堂で式典のみ実施
（当日は、新杉田駅パスロータリーからマイクロバス（28人乗り）による送迎を行います。）別添参照

(3) 案内送付先（予定）

約560人（来賓、被表彰者、自治会町内会長、磯子火災予防協会、磯子区自衛消防隊連絡協議会、家庭防災員連絡員等）

（案内送付者の皆様方には別途駐車場を確保します。※事前登録制）

(4) 参加者及び来場者数（予定）

約1,000人

3 実施内容

第1部（13：30～14：00）【式典】

式典（開式、参加部隊報告、来賓紹介、表彰、来賓祝辞等）

第2部（14：00～14：30）【総合演技】

演技（消防音楽隊演奏、車両分列行進、消防総合演技（航空隊及び消防艇）、一斉放水、謝辞、閉式）

第3部（14：30～15：00）【消防ふれあいコーナー】

消防ふれあいコーナー（子供用防火衣着体験、消防車両展示等）

4 来賓

連合町内会長会会長、区長、磯子警察署長、市会・県議会・国会議員、消防局長

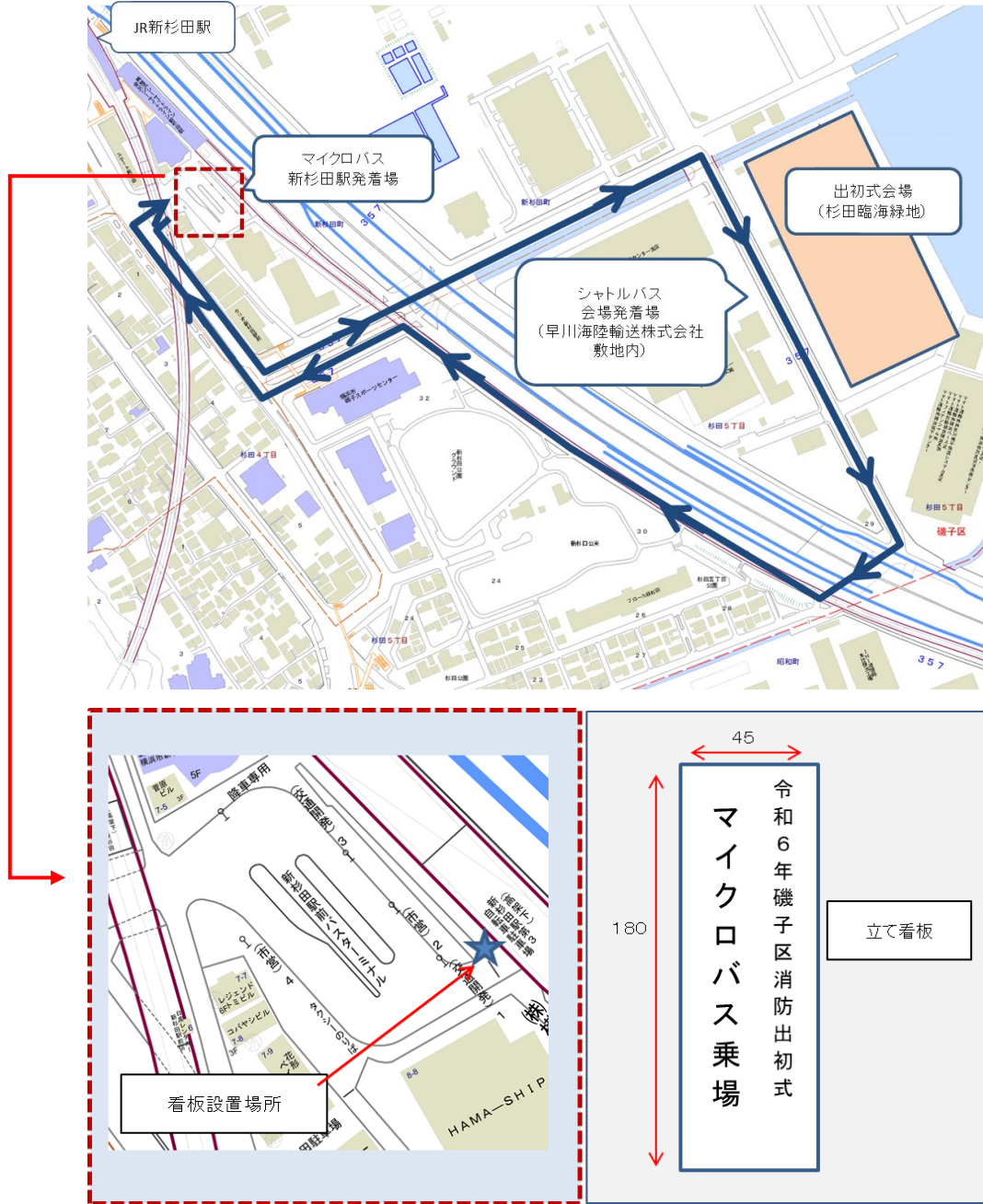
5 その他

随時、磯子消防署ホームページで内容を更新していきます。

<同ホームページ内に令和6年磯子区消防出初式の予告動画あり>



マイクロバス発着場



マイクロバス運行表（予定）

新杉田駅バスターミナル内停車位置	
新杉田駅 出発	会場 到着
12:40	12:45
13:00	13:05
13:20	13:25
13:40	13:45
14:00	14:05

磯子区消防出初式会場（杉田臨海緑地）	
会場 出発	新杉田駅 到着
14:10	14:15
14:30	14:35
14:50	14:55
15:10	15:15
15:30	15:35

令和6年 磯子区 消防出初式



開催日時
2024
1.6(土)
13:30~15:00

新杉田駅 ※会場に駐車場はありません
※新杉田駅バスロータリーからマイクロバスによる送迎あり

Map details: 聖天川東側, 聖天川西側, 新杉田公園, 神戶橋, 16, 至:富岡町, 根岸線, 首都高速湾岸線. A red dashed box highlights the event location near the Sagami River.



お問い合わせ：磯子区消防出初式実行委員会事務局
045-753-0119

※荒天時は中止または、式典のみ磯子公会堂で実施します。

磯子区連合町内会長会資料
令和5年11月17日

磯子区自治会町内会長 様

磯子区消防出初式実行委員会事務局

磯子区消防出初式臨時**駐車場利用車両の事前登録**について（依頼）

令和6年磯子区消防出初式に御来賓として御案内状をお送りさせていただく**磯子区自治会町内会長の皆様**には、会場付近に臨時の駐車場をご用意いたします。

つきましては、**駐車車両は、事前登録制といたします**ので、別紙の「磯子区消防出初式駐車車両事前登録票」に必要事項をご記入の上、提出をお願いいたします。

なお、駐車場所には限りがありますので、可能な範囲で乗合にてお越しくださいますようお願い申し上げます。

1 提出期限

令和5年12月18日（月）

2 提出先及び提出方法

(1) 提出先

磯子区消防出初式実行委員会事務局：磯子消防署総務・予防課

(2) 提出方法

FAX：045-753-0119 又は、Eメール：sy-isogodezome@city.yokohama.jp

3 臨時駐車場場所（別添参照）

株式会社東芝横浜事業所（入口は南門になります。）

4 臨時駐車場利用時間

令和6年1月6日（土）出初式当日 12時30分から15時30分まで

5 その他

事前登録がなされていない車両は、本駐車場所に駐車できませんので、車にてご来場予定の方は、必ず「駐車車両事前登録票」をご提出くださいますようお願いいたします。

<連絡先>

磯子区消防出初式実行委員会事務局

（磯子消防署総務・予防課庶務係）

担当 芥田・門間

電話 :045-753-0119

FAX :045-753-0119

E-mail: sy-isogodezome@city.yokohama.jp

磯子区消防出初式駐車車両事前登録票

令和6年磯子区消防出初式にご来場予定で、臨時駐車場への駐車をご希望される自治会町内会長の皆様の場合は、次の内容をご記入の上、事前にお申込みください。

なお、駐車場所には限りがありますので、可能な範囲で乗合にてお越しくださいますようお願い申し上げます。事前登録がなされていない車両は、本駐車場所に駐車できませんので、車にてご来場予定の方は、必ず「駐車車両事前登録票」をご提出くださいますようお願いいたします。

必
要
事
項

- 1 自治会町内会名 _____
- 2 運転者名 _____
- 3 車両ナンバー _____
- 4 緊急連絡先 _____

※ご記入いただいた個人情報は、本出初式駐車登録目的以外で使用いたしません。



【提出先】磯子区消防出初式実行委員会事務局：磯子消防署総務・予防課

【提出方法】FAX：045-753-0119 又は、Eメール：sy-isogodezome@city.yokohama.jp

※Eメールでの提出の場合は、必要事項をメール本文に入力したのもでも構いません。

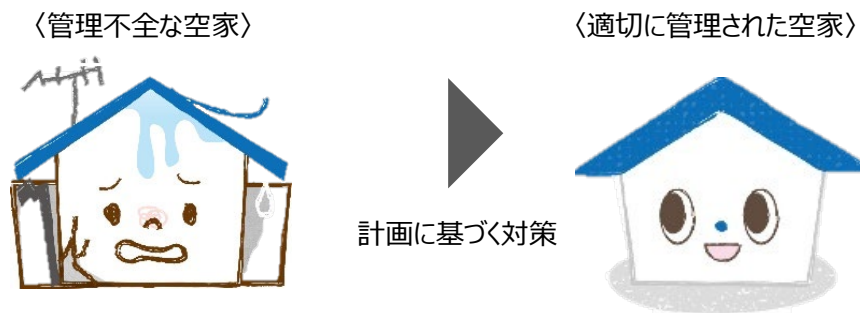
【提出期限】令和5年12月18日（月）

横浜市空家等対策計画の改定に係る 市民意見募集について

横浜市では、市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」の改定作業を進めています。12月中旬に改定素案を公表し、約1か月間、意見募集を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

1 横浜市空家等対策計画とは

空家が増加し、管理不全な空家が周囲に迷惑や被害を及ぼすなど、空家問題が全国的に課題となっています。横浜市空家等対策計画は、こうした課題に対応するため、空家化の予防や空家の流通・活用、管理不全な空家の防止・解消など、今後、市が取り組む様々な対策を総合的に定めたもので、平成31年2月に策定しています。



2 意見募集について

(1) 概要

12月中旬に公表する改定素案に対する意見募集を実施します。市民の皆様からいただいた御意見を反映した上で、令和6年3月末に「横浜市空家等対策計画」を改定します。

(2) 募集期間

令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで

※詳細な期間は、12月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

(3) 素案の閲覧方法・御意見の提出方法

後日公開する市のホームページ又は後日配架するリーフレットを御参照ください。

お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 担当 安藤、足立、北村 Tel 045-671-4121

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）の周知に向けた ご協力について（依頼）

横浜市では、家計負担の軽減と温暖化対策のため、市内の対象店舗において、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED 照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、最大 3 万円分のポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）」を実施中です。

より多くの市民の皆様にご利用いただき、電気代の削減やご家庭からの二酸化炭素排出量の削減を進めていくとともに、脱炭素ライフスタイルに向けた意識醸成につなげていきたいと考えております。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 掲出場所について

自治会町内会掲示板

2 希望掲出期間について

令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

3 お問い合わせ先について

キャンペーン内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：900-3750、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への掲出に関すること

エコハマ担当（電話番号：671-2661）

【参考：エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）について】

申請受付期間	令和 5 年 8 月 29 日（火）～令和 6 年 1 月 31 日（水） ※予算上限に達し次第早期終了 ※キャンペーン期間中にご購入いただいたものが対象
対象家電	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
対象店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請（郵送申請も可）
還元内容	本体購入価格（税抜）の 20%、上限 3 万円分のポイントを キャッシュレスポイントまたは商品券で還元 ※ポイント交換期限：令和 6 年 2 月 29 日（木）

★対象店舗など詳細な情報は、キャンペーン特設サイトへ

エコハマ



<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>

担 当：温暖化対策統括本部調整課エコハマ担当
連絡先：671-2661
E-mail：on-ecohama@city.yokohama.jp

節電効果の大きいエコ家電の購入を応援!

エコハマ

横浜市

エコ家電 応援キャンペーン

市内登録店舗での購入で、本体購入価格(税抜)の

最大20% (1台あたり 上限 30,000円) 分を
キャッシュレスポイントまたは商品券で還元!

※申請はお1人様エアコン・冷蔵庫は各1台、LED照明器具は2台まで。

申請受付期間

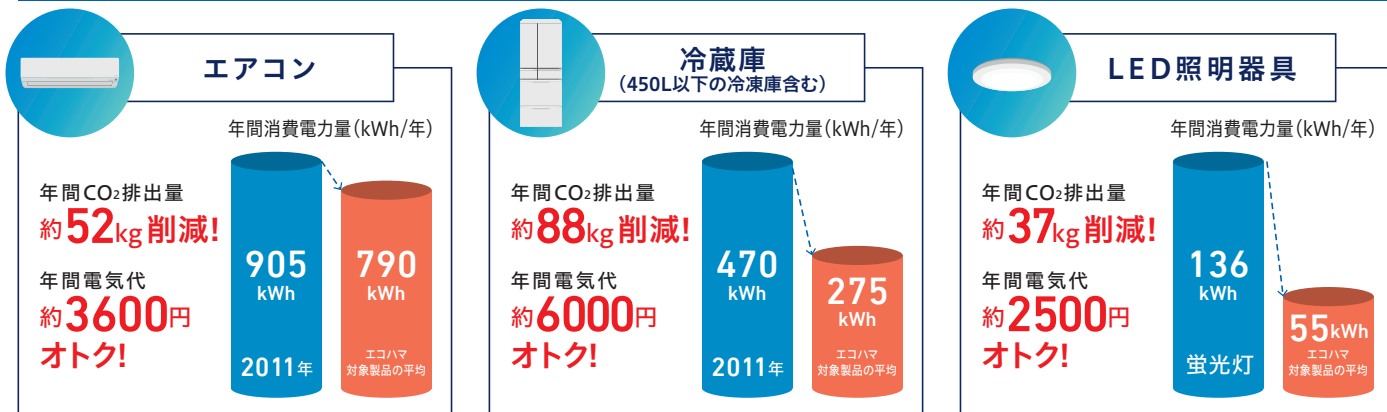
2023年 8月29日(火)・・・2024年 1月31日(水)

※郵送申請は消印有効です。

※キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。キャンペーン期間中にご購入いただいた製品が対象となります。

対象家電は3品目!

10年前の製品と比べるとこんなに脱炭素!



※出典: スマートライフおすすめBOOK 2022年度(2011年製品の年間消費電力量部分) ※冷蔵庫の2011年製品については定格内容積401L~450Lの製品の数値の中間値
※LED照明器具の2011年製品については蛍光灯シーリングライトの数値 ※今回の対象製品(令和5年4月時点)の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価31円/kWh(税込)を乗じて算出 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

対象家電のうち、一定の省エネ性能を備える製品が対象です。

登録店舗・対象製品などの詳細は、キャンペーンサイトへ。>>>

エコハマ

Q



[二次元コード]

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

TEL.045-900-3750

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)
[開設期間] 2024年2月14日(水)まで
[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む)
※お掛け間違いにご注意ください。

新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の策定に向けた 市民意見公募予定について（情報共有）

横浜市立図書館及び横浜市の図書館行政への御理解と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、横浜市立図書館のこれからの「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像（以下「図書館ビジョン（仮称）」という。）」について、令和5年度中の策定を目指し準備を進めています。

横浜市立図書館は1区に1館（市内計18館）あり、年間約640万人の方と、大変多くの方にご利用いただいている施設です。策定に向けて、市民の皆さまから広く意見を伺うため、市民意見公募を以下の通り行う予定ですので、お知らせいたします。

各自治会町内会長のみなさまにも、本件公募を予定している旨をお知らせいただけますと幸甚です。

1 「図書館ビジョン（仮称）素案」市民意見公募の概要

（図書館ビジョン（仮称）策定の背景や基本的な方向性は、別紙参照）

(1) 公募期間（予定）

令和5年12月中旬以降～1月 ※具体的な日にちは現在調整中です。

(2) 素案閲覧場所（予定）

ア 横浜市ホームページ「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称）」で公開します。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

イ 素案概要配布、素案本文閲覧場所

- ・横浜市立図書館
- ・横浜市立図書館図書取次所
- ・区役所区政推進課広報相談係

※地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点には概要版のみの配架ですので、素案本文をご覧になる場合は上記ア、イでご確認ください。



2 「図書館ビジョン（仮称）」の策定に向けた今後のスケジュール（案）

12月～令和6年1月：市民意見公募

3月：原案策定・公表

<担当>

教育委員会事務局 教育政策推進課：安部、宮崎

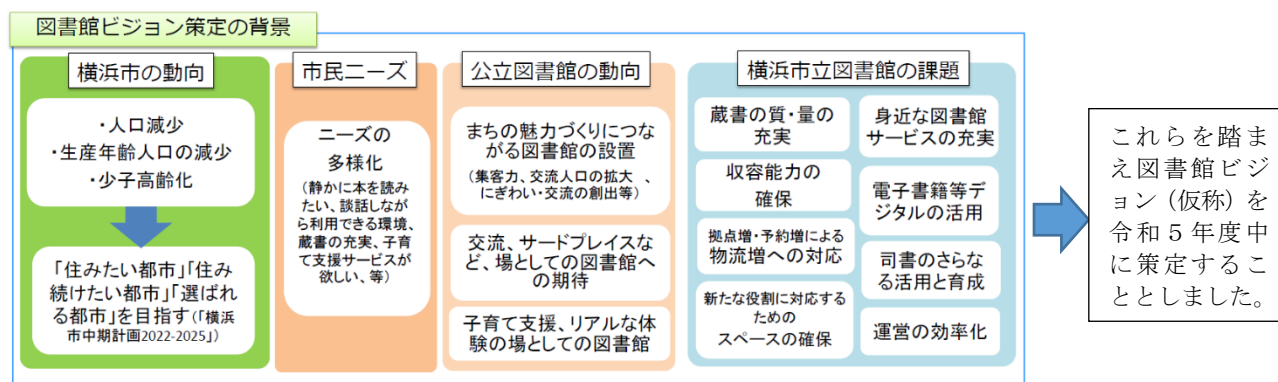
電話：671-3243

メール：ky-seisaku@city.yokohama.jp

【参考】図書館ビジョン（仮称）について

これまでの検討状況を踏まえ、市立図書館の現状と課題、基本的な方向性をまとめました。これらを踏まえて、市民意見公募の際には、図書館ビジョン（仮称）素案の概要及び本文をお示しし、皆様からご意見を伺います。

1 市立図書館の現状と課題



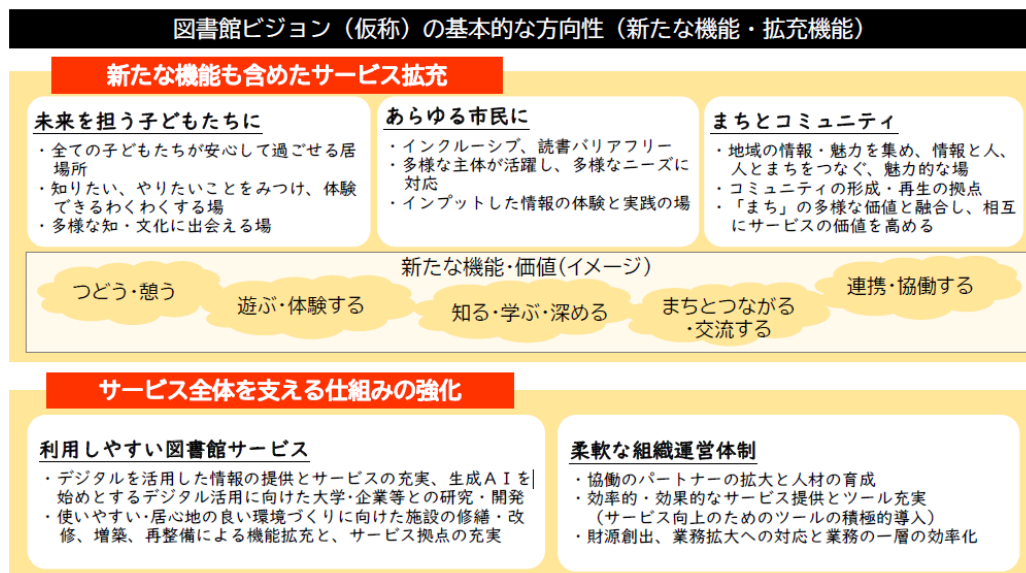
2 検討経過

令和4年度から、調査検討を開始しました。先行事例調査、市民アンケート、市民ワークショップ、有識者意見聴取等を踏まえ、図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性を整理しました。

3 図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性

これまで図書館が担ってきた、本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する機能の充実に加え、新たな機能・価値を提供することが求められています。

豊かな学びへの寄与、居心地の良い環境、さらにまちの魅力づくりへの貢献を目指し、図書館の機能・施設の拡充により「新たな機能も含めたサービスの拡充」を図るとともに、「サービス全体を支える仕組みの強化」について、基本的な方向性を検討しています。（下図参照）



区連会 11 月定例会説明資料
令和 5 年 11 月 17 日
教育委員会事務局
中央図書館企画運営課

横浜市立図書館臨時休館のお知らせ（情報共有）

日頃から、横浜市立図書館の運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

市立図書館では、令和 6 年 1 月 15 日（月）に新しい図書館情報システムが稼働予定です。機器等の交換やシステム移行のため、12 月 25 日（月）から全館臨時休館します。

御不便をおかけしますが、本件につきまして、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、図書館ホームページ等により広報を実施しているほか、広報よこはま（11・12 月号）にも掲載し、市民の皆様への周知を行ってまいります。

1 臨時休館日程について

令和 5 年 12 月 25 日（月）～令和 6 年 1 月 14 日（日）

※別紙ポスターにより広報を実施しております。

※1 月 15 日（月）から通常通り開館いたします。

2 休館・休止するサービスについて

(1) 市立図書館は全館休館し、移動図書館「はまかぜ号」及び図書取次サービスは休止します。

(2) 図書館情報システムを使用した、本の検索・予約等のご利用いただけません。

3 新システムについて

スマートフォンで図書館カードを表示して本が借りられるようになるなど、より便利にお使いいただけるようになります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/oshirase/2024opacrenewal.html>



<担当>

教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課 澤田

電話：262-7334

メール：ky-libkiun@city.yokohama.jp



臨時休館のお知らせ

令和5年

令和6年

12/25 月 ▶ 1/14 日

横浜市立図書館は、図書館情報システムの更新のため
全館臨時休館いたします。

× 休館中はご利用いただけないサービス

- × 本の貸出・返却・予約
- × 新規登録・登録更新
- × 本の閲覧・複写
- × レファレンス（調べもの）
- × 情報ダイヤル
- × 蔵書検索ページの利用（本の検索・予約・予約かご）
- × 地区センター蔵書検索
- × オンラインデータベース
- × デジタルアーカイブ

○ 休館中にもご利用いただけるサービス

- 返却ポスト（12/29～1/3を除く）
- 電子書籍サービス



〈令和6年1月15日（月）以降について〉

- * 令和6年1月15日（月）は午前9時30分から午後5時まで開館します。
- * 蔵書検索ページは1月15日（月）午前9時30分以後ご利用いただけます。
- * 新しい蔵書検索ページでは初回ログイン時にパスワードの再登録が必要となります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

新しいシステム&新サービスについて、図書館ホームページで随時お知らせします。



ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

磯地振 902号
令和5年11月17日

自治会・町内会長 各位

磯子区長 関森 雅之

第29期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、各地域で御活躍いただいております第28期青少年指導員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな第29期青少年指導員（任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日）候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書
（「第29期横浜市青少年指導員委嘱手続き」様式1）
- 2 提出期限
令和6年2月2日（金）
- 3 提出方法
直接区役所にお持ちいただくか、同封の返信用封筒で御提出いただきますようお願いいたします。
- 4 提出先
磯子区地域振興課活動支援担当（磯子区役所6階）
- 5 送付書類
 - (1) 横浜市青少年指導員要綱
 - (2) 横浜市青少年指導員委嘱要領
 - (3) 第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き
 - (4) 青少年指導員啓発チラシ
 - (5) 第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（様式1）

※1 候補者の推薦は、「横浜市青少年指導員委嘱要領」及び「第29期横浜市青少年指導員委嘱手続き」に基づき実施していただきますようお願いいたします。特に、年齢要件（上限）については、新任70歳未満、再任75歳未満で推薦いただきますようお願いいたします。

※2 推薦に当たっては、同封の第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書により、推薦を受ける方の承諾を受けてください。

※3 推薦を受けた方は、4月上旬に開催予定の委嘱式に出席していただきます。委嘱式の案内については、3月中に郵便で通知します。

担 当：磯子区地域振興課活動支援担当
江場、田中

電 話：750-2393 FAX 750-2534

メールアドレス：is-seishounen@city.yokohama.jp

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として18歳以上70歳未満、再任の場合は、原則として18歳以上75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。

第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き

令和6年4月1日から令和8年3月31日までを任期とする第29期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中に指導員を交替しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

※様式1・2については、性別及び生年月日欄を廃止しています。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式4）とします。

2 指導員の委嘱に伴う交付物

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 選出団体による解任

選出団体が任期途中に指導員を解任しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員解任申出書（様式3）を区長に提出します。

(2) 区長による解任

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式5）を市長に提出します。

(3) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式4）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式6）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

(様式 1)

第 29 期 (令和 6 ・ 7 年度)
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	TEL
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 (当初委嘱年月： 年 月)	

※年齢欄は、委嘱年度の4月1日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

(様式 2)

第 29 期 (令和 6 ・ 7 年度)

横浜市青少年指導員候補者推薦書 (交替)

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

当団体選出の青少年指導員を次のとおり交替したいため、次の者を候補者として推薦します。

前任青少年指導員氏名	
------------	--

< 新青少年指導員候補者 >

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	TEL
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 (当初委嘱年月 : 年 月)	

※年齢欄は、推薦年度の4月1日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者 (推薦を受ける者) の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

(様式 3)

第 29 期 (令和 6 ・ 7 年度)
横浜市青少年指導員解任申出書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

当団体選出の青少年指導員を解任したいため、申し出ます。

青少年指導員氏名	
----------	--

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

やりがいを感じる青少年のサポート役 子どもたちと一緒に輝く 「青少年指導員」

～あなたもはじめませんか？～

青少年指導員とは？

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。

任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで(再任は75歳まで)の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。

(令和5年4月現在)



どんな活動をしているの？

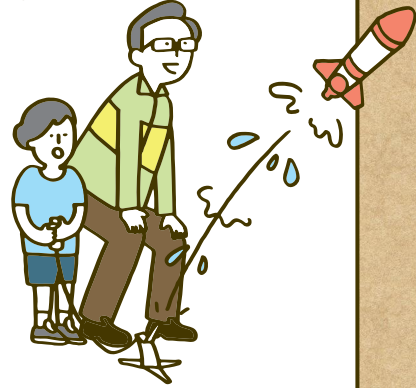
青少年を「支える／育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援など、青少年の成長に繋がる

機会をつくります。

【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど



青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、青少年を非行から守るとともに安心して暮らすことができる街づくりを行っています。

【活動例】

- ・全市一斉統一
行動パトロール
- ・あいさつ運動など



青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動によって、地域の結びつきも強くなったように感じます。

～自治会・町内会長の皆様へ～ 推薦についてお願い
各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。
定数は区と地域の話し合いで、連合町内会ごとに柔軟に
決めていただいて構いません。

横浜市子ども青少年局青少年育成課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
☎045-671-2324 ㊟045-663-1926



令和5年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和5年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしく願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会で、単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で、役員の皆様等に情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内3区の自治会町内会・地区連合町内会の皆様に活動事例を御紹介いただきました。

① 神奈川区「大口仲町池下町会の紹介とスマートフォンアプリを用いた災害時支援活動」

発表者：大口仲町池下町会 会長 石渡 祥男 氏、
安心・支援部会長/ICT担当 岩並 清隆 氏

② 港南区「会館でのオンライン講座で身近なつながりづくり」

発表者：日野清風苑町内会 会長 小室 俊博 氏

③ 磯子区「ICTを活用した自治会/連合町内会活動」

発表者：滝頭地区連合町内会・滝頭岩瀬自治会 会長 柏木 達義 氏



↑ 事例発表の一例
(日野清風苑町内会の取組より)

(2) 配信期間など

- 令和5年12月1日(金)～令和7年3月31日(月)
- 以下のホームページから視聴できます。(ご質問に対する回答もこちらに掲載予定)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進 **検索**

4 その他

事例発表について、御質問がございましたら、電子申請・届出システムでお問合せください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b90b3d9f-62f0-4d05-ab3c-64ede3c8cf3f/start>

電子申請・届出システムは、以下のQRコードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」⇒キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

御質問は令和5年12月1日(金)午前9時から令和6年1月31日(水)午後5時まで受け付けます。御質問に対する回答は、上記ホームページ(横浜市 自治会町内会への加入促進)に掲載予定です。



←事例発表の
二次元コード



質問受付の
二次元コード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp



磯子区連合町内会長会資料
令和5年11月17日
磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局
(磯子区総務課)

令和5年11月吉日

自治会町内会長様

磯子区新年賀詞交換会実行委員会会長
横田 秀昭

令和6年 磯子区新年賀詞交換会の御案内

拝啓 深冷の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から磯子区の発展に多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年のスタートとして、磯子区新年賀詞交換会を次により開催いたします。
新春早々、御多用のこととは存じますが、ご来場を賜りたく、御案内申し上げます。

敬具

1 日時 令和6年1月5日(金)12時~13時30分(受付開始 11時15分)

2 会場 ロイヤルホールヨコハマ(中区山下町90)2階 ヴェルサイユ
※会場へのアクセスは裏面をご覧ください。

3 会費 6,000円/人

4 申込について

(1) 申込方法

いずれかの方法により、**令和5年12月13日(水)まで**にお申し込みください。

① 磯子区役所での申込方法

同封の「申込書」に会費を添えて、磯子区役所総務課(6階64番窓口)まで御持参ください。

② 郵便局での申込方法

同封の「払込取扱票」に必要事項を御記入のうえ、最寄りの郵便局から会費をお振込みください。(手数料は払込人負担となります。)

※記入要領を御確認の上、御記入をお願いします。

※当日は、受付にて「振替払込受領証」を御提示ください。

(2) 申込書や払込取扱票に記載いただいた内容について

御芳名、団体・役職名、参加区分については、当日お配りする次第に掲載します。
締切日以降の申込の場合、次第への掲載ができないこともありますので御了承ください。

裏面あり

(3) 個人情報の取扱いについて

申込にあたり御記入いただいた住所や電話番号は、新年賀詞交換会に関して事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用し、他の目的には利用しません。

5 その他

本案内状の発送に際しましては、疎漏のないよう十分注意いたしましたが、万一、案内状が未着で、趣旨に御賛同いただける方がいらっしゃいましたら、お誘いあわせのうえ、御来場賜りますようお願い申し上げます。

6 送付書類

(1) 案内状

- (2) 令和6年磯子区新年賀詞交換会申込書…【区役所での申込用】
- (3) 払込取扱票 …【郵便局での申込用】
- (4) 払込取扱票の記入要領 …【郵便局での申込用】
- (5) 団体申込名簿用紙 …【まとめて申込をされる場合に使用】

7 会場(ロイヤルホールヨコハマ)へのアクセス

駐車場に限りがございますので、御来場の際にはできるだけ公共交通機関を御利用くださるようお願い申し上げます。



- JR 石川町駅 北口より徒歩7分 ●JR 関内駅 南口より徒歩8分
- 横浜市営地下鉄関内駅 出口1より徒歩8分
- みなとみらい線日本大通り駅 情文センター口・出口3より徒歩2分
- みなとみらい線元町・中華街駅 山下公園口より徒歩5分

《担当》 磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局
(磯子区総務課庶務係) 高橋、佐藤
電話:750-2311 FAX:750-2530
メール:is-shomu@city.yokohama.jp

磯子区役所での申込の場合の申込書です。(郵便局での申込の場合は不要)

令和6年 磯子区新年賀詞交換会申込書

令和6年磯子区新年賀詞交換会に、会費を添えて申し込みます。

フリガナ 御芳名	様
御住所	
電話番号	
団体名及び役職名 (一役職・20字以内)	
参加区分 (○をお付けください)	■地区 (根岸 杉田 磯子 上笹下 滝頭 汐見台 屏風ヶ浦 岡村 洋光台 区内その他 区外) ■議員 ■会社・法人 ■学校関係者 ■官公署関係

※複数で申し込まれる場合は、この用紙には代表者の方のみご記入いただき、別途、「団体申込名簿用紙」をご提出ください。

令和6年 磯子区新年賀詞交換会 参加受付票

(この受付票にも御芳名を記入いただけますと幸いです。)

取扱者	区分

フリガナ
御芳名

様

団体名・役職名

※当日ご来場の際は、この受付票を受付にご提示ください。

領収書

様

¥

令和6年磯子区新年賀詞交換会会費として上記金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

磯子区新年賀詞交換会実行委員会 会長 横田 秀昭

(見本)

払込取扱票

振替払込請求書兼受領証

00	口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。																		
口座記号					口座番号(右詰めで記入)					金額									
*0	0	2	9	0	*0		8	7	1	4	*								
加入者名	磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局										料金		備考						
通信欄	* 令和6年磯子区新年賀詞交換会申込書																		
	・御芳名																		
	・御住所																		
	・電話番号																		
	・団体及び役職名																		
ご依頼人	* 参加区分()複数申し込みの場合は別紙用紙をFAXください																		
	* (ご連絡先電話番号)																		
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。												日							
これより下部には何も記入しないでください。												附							
												印							

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所にて訂正印を押してください。切り取らないでお出しください。

口座記号番号	*0	0	2	9	0	*0													
							8	7	1	4									
加入者名	* 磯子区新年賀詞交換会 実行委員会事務局																		
金額																			
ご依頼人	おなまえ																		
	* 様																		
料金	(消費税込み)										日附印								
	円																		
備考																			

この受領証は、大切に保管してください。

「払込取扱票(郵便局での申込の場合に使用)」の記入要領

- ・必要事項を記入して、最寄りの郵便局で参加費(お一人6,000円)と手数料を添えてお申し込みください。
- ・複数人数分をまとめて申し込まれる場合は、別途、「団体申込名簿用紙」を磯子区役所総務課までFAXまたはご持参ください。

【御芳名・御住所・電話番号】

下欄の「ご依頼人」欄の住所・氏名・電話番号と同じ場合は、
「依頼人と同じ」としてください。

【団体及び役職名】

一役職・20文字以内でお願いします。

【参加区分】

次のうち該当する区分を記入してください。

- 1 地区名(例:根岸地区)
- 2 議員
- 3 会社・法人
- 4 学校関係
- 5 官公署関係

郵便番号・住所・氏名・電話番号を
記入してください。

【金額】

6,000円×人数分の金額を記入してください。

【振替払込受領証】

当日、受付にてご提示ください
(※コピーも可)

払込取扱票									
00	口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。								
口座記号		口座番号(右詰めで記入)			金額				
*00290		*0			*8714				
磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局									
料 金									
備考									
令和6年磯子区新年賀詞交換会申込書									
・御芳名 ・御住所 ・電話番号 ・団体及び役職名 ・参加区分()複数申し込みの場合は別紙用紙をFAXください									
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。									
日 附 印									

振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号									
*00290		*0			*8714				
磯子区新年賀詞交換会 実行委員会事務局									
金額									
おなまえ									
ご依頼人									
様									
(消費税込み) 日 附 印									
料 金									
円									
備 考									
この受領証は、大切に保管してください。									

団体申込名簿用紙

自治会町内会や企業等でまとめて申込をされる場合は、こちらの用紙にご記入の上、下記までFAXまたはご持参ください。

	御芳名	御住所	団体名及び役職名	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 「御芳名」と「団体及び役職名」については、当日配付する芳名録に掲載しますので正確に御記入ください。

【提出先】磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局（磯子区総務課）
FAX：045-750-2530 ご持参の場合：磯子区役所6階64番窓口

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金の第二期募集実施について (ご案内)

日頃より、磯子区の地域振興施策にご協力いただきありがとうございます。

磯子区では、自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、その設置や修繕にかかる経費を対象とした補助事業を行っております。

令和5年度分は、申請を10月末までとして受け付けておりましたが、より多くの自治会町内会にご活用いただくため、第二期募集を実施いたします。申請をご希望の場合は、期限までに必要書類をご提出ください。

1 申請対象者

自治会町内会、地区連合町内会

2 補助対象経費

掲示板の新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費

※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません

※修繕には改修を含みます

※工事完了期限の3月末までに行ったものが対象となります。また、申請前に工事に着手しているものは対象なりません。

3 補助額

(1) 新設（建替えを含む）

ア 補助率 対象経費の3分の2

イ 補助金限度額 10万円

(2) 修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

ア 補助率 対象経費の3分の2

イ 補助金限度額 4万円

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります

4 申請期間

令和5年11月17日（金）～令和6年1月31日（水）

※第一期（4月～10月）期間中にご申請いただいた自治会町内会からの申請も可能です。

※同一自治会町内会からの申請は、申請期間内に1回とします。

※補助金限度額（10万円、もしくは4万円）の範囲内であれば、複数基の掲示板をあわせてご申請いただけます。ただし、新設（建替えを含む）、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効

果が向上する移設の申請を重複することはできません。

※補助額は予算の範囲内となります。申請を受けたものから順次審査を行いますので、申請状況により補助金を交付できない場合があります。予めご了承ください。

5 補助金申請・交付手続の流れ

(1) 補助金交付申請書類の提出

補助金交付申請を行う自治会町内会は、次の書類を準備し、申請期間内にご提出ください。なお、様式は磯子区役所ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/keijiban.html

または で検索



【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 工事に係る見積書（写）
- ③ 掲示板設置場所の地図
- ④ 工事施工前の写真
- ⑤ 【新設する場合のみ】 掲示板設置場所の土地所有者の許可がわかるもの
掲示板設置箇所が公道の場合：道路占用許可書（写）
掲示板設置箇所が民地等の場合：土地使用承諾書（写）

【申請期間】

令和5年11月17日（金）～令和6年1月31日（水）



(2) 申請内容の審査

磯子区にて申請内容を審査し、補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付します。掲示板の工事は、補助金交付決定通知書（第2号様式）を入手してから行ってください。また、工事は必ず3月末までに完了させてください。



(3) 完了報告にかかる書類の提出

掲示板の工事が終わりましたら、次の完了報告にかかる書類をご提出ください。

【提出書類】

- ① 完了報告書（第4号様式）
- ② 掲示板の完成写真
- ③ 工事に係る領収書（写）



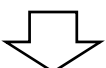
(4) 報告内容の審査

完了報告書類を審査し、補助金額を確定しましたら、補助金額確定通知書（第5号様式）と補助金請求書様式（第6号様式）をお送りします。



(5) 補助金請求書（第6号様式）の提出

補助金請求書（第6号様式）に補助金額確定通知書（第5号様式）の写しを添付のうえ、指定の期日までにご提出ください。



(6) 補助金の振り込み

請求書に記入いただいた口座に補助金を振り込みます。

6 掲示板の所有者が自治会町内会ではない場合（補助対象事業者等の特例）

掲示板の所有者が集合住宅の管理組合の場合は、以下の条件を満たす場合のみ、補助金申請を行うことができます。

- (1) 集合住宅の管理組合と自治会町内会の構成員がほぼ同一であること
- (2) 掲示板について、自治会町内会活動に使用していること
- (3) 自治会町内会が掲示板の設置等の費用を負担すること

<令和5年度第二期のスケジュール>

令和5年11月	12月	令和6年1月	3月末
補助金の 申請案内	申請受付 期間	期間内に 順次審査	補助申請した <u>掲示板の工事完了期限</u>

【書類の提出先・問い合わせ先】

磯子区地域振興課

金澤、中谷

電話：750-2391

FAX：750-2534

令和5年度磯子区自治会町内会広報掲示板設置等 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市磯子区長

(申請者)
団体名 _____
所在地 _____
代表者 _____

町内会等が維持管理を行っている掲示板の設置等を行うため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額
_____ 円

2 掲示板の設置等に要する経費
_____ 円

【事業費に対する財源】

磯子区自治会町内会掲示板設置等補助金	_____ 円
自治会町内会負担	_____ 円
その他	_____ 円
合計	_____ 円

3 設置予定場所
横浜市磯子区 _____

- 4 設置等の内容
- 掲示板の新設（ 公道 公道以外の民地等 ）
- 掲示板の建替え（設置場所が同一の場合）
- 掲示板の修繕（具体的な修繕の内容： _____ ）
- 既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設
（既存の設置場所： _____ ）

- 5 添付書類
- ・ 工事費見積書（写）（複数基申請の場合は、1基ごとの内訳を明記）
 - ・ 掲示板設置場所の地図
 - ・ 工事施工前の写真
 - ・ 掲示板設置場所の土地使用承諾書の写し（新設の場合）

自治会町内会長 様

地域振興課長

令和5年度磯子区自治会町内会長感謝会の開催について（ご案内）

日ごろから、区政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、磯子区では、自治会町内会長として永年地域社会の振興に御尽力いただいている会長の御功績に対して永年在職者表彰をさせていただいております。

この度、永年在職者の皆様に感謝の気持ちをお伝えする場として令和5年度磯子区自治会町内会長感謝会（以下、「感謝会」）を開催いたします。

令和6年1月中旬頃に各自治会町内会長様あてに、ご案内状をお送りいたしますので、ご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

1 永年在職者表彰受賞者について

受賞者につきましては、裏面「令和5年度自治会町内会長永年在職者表彰名簿」を御参照ください。

2 感謝会について

（1）開催日時

令和6年2月27日（火）開会 17:00（予定）

（2）会場

磯子区役所 7階会議室（磯子区磯子3-5-1）

（3）表彰について

感謝会において、市長表彰受賞者並びに区長表彰受賞者に表彰状と記念品の贈呈を行います。

受賞者の皆様（裏面参照）には、地域振興課よりご連絡いたします。

地域振興課地域活動係 担当：金澤、菊地、中谷
Tel：750-2391 Fax：750-2534

裏面あり

令和5年度 自治会町内会長永年在職者表彰名簿 ※敬称略

	在職年数	団体名	氏名
1	市長表彰 (30年)	岡村住宅自治会	福田 萬利子
2		グリーンヒル杉田自治会	石黒 登喜夫
3	市長表彰 (25年)	洋光台三街区自治会	佐々木 政行
4	市長表彰 (20年)	禪馬町内会	内藤 吉夫
5	市長表彰 (10年)	岡村東部自治会	加藤 勝博
6		氷取沢町内会	金子 光則
7		洋光台一丁目町内会	武内 喜久夫
8	区長表彰 (5年)	B r i l l i a C i t y横浜磯子自治会	田形 勇輔
9		中原自治会	金子 善政
10		下町自治会	高橋 資卓
11		滝頭岩瀬自治会	柏木 達義
12		中浜町内会	澤 知彦
13		日鉦日石汐見台自治会	齊藤 寿美江
14		杉田長作町内会	斉藤 洋治

だまされたかも?! SNSで知り合った人から投資話

マッチングアプリで知り合った人から「暗号資産で大儲けできる」と勧誘され、相手の指示した口座に次々と送金し、合計1,000万円も使った。取引サイト上は値上がりしていたが、お金が取り戻せない…だまされたのか？

投資トラブルに関する相談が寄せられています。SNSだけでつながる相手は本人確認が難しく、突然音信不通になる可能性もあります。また実際に投資が行われているのか、疑わしい事例もあります。暗号資産投資の実態を理解し、不安があれば取引しないことが賢明です。

! トラブルに遭わないために

- 「必ずもうかる」という甘い話を信じない
- 投資内容が理解できない取引はしない
- 暗号資産交換業の登録業者か確認する
- SNSで知り合った人を簡単に信用しない



令和5年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

令和5年12月11日（月）～12月20日（水）の10日間



スローガン

**知らせ合う 早めのライトと 反射材
無事故で年末 笑顔で新年**



重点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶

◇◇ 令和5年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交通事故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者	
	発生 件数	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	負 傷 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比
鶴見区	412	-28	1	-1	473	-12	0	-2	0	0	1	1	1	1
神奈川区	210	-22	2	0	248	-5	1	0	0	0	1	0	0	0
西区	159	2	1	0	176	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中区	322	95	1	0	380	125	0	0	0	0	1	0	1	1
南区	250	28	1	0	268	20	0	0	1	0	0	0	1	0
港南区	334	61	2	0	408	73	0	0	0	0	1	-1	1	0
保土ヶ谷区	216	-78	4	4	251	-89	2	2	0	0	2	2	2	2
旭区	298	-51	1	1	333	-63	0	0	0	0	0	0	0	0
磯子区	196	-11	3	2	230	-10	1	1	0	0	2	2	2	2
金沢区	368	40	3	2	435	67	2	1	0	0	1	1	1	1
港北区	420	112	0	-1	495	159	0	0	0	-1	0	0	0	-1
緑区	274	40	1	-2	306	45	1	-1	0	0	0	0	0	0
青葉区	367	18	0	0	432	32	0	0	0	0	0	0	0	0
都筑区	274	1	0	-2	315	1	0	-1	0	0	0	-1	0	-1
戸塚区	356	38	1	0	414	65	0	-1	1	1	0	0	0	0
栄区	112	-11	0	0	137	-15	0	0	0	0	0	0	0	0
泉区	196	13	0	0	219	19	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬谷区	194	-74	2	0	235	-61	0	0	0	-1	1	0	1	0
計	4,958	173	23	3	5,755	351	8	-1	2	-1	10	4	10	5

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。



横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。



交通安全協会

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。
- 3 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。



教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようお互いに声をかけ、注意し合ひましょう。



横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

令和5年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

期間

令和5年12月1日（金）～12月31日（日）の1か月間

スローガン

STOP! 飲酒運転



乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者



重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	-

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下
	酒気帯び	3年以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下
同乗者	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全事故件数	9,756	8,398	7,398	7,883	7,492
死者数	57	50	48	36	21
死亡率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.3
うち飲酒運転による事故件数※	68	36	38	39	40
死者数	2	0	0	1	1
死亡率	2.9	0.0	0.0	2.6	2.5

※飲酒運転者が第一当事者となった事故件数

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転を知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- 3 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ・ ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- ・ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ・ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- ・ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- ・ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(日)から1月3日(水)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。
(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。



スリム「ヨコハマ3R夢！」マスコットイーオ

収集日程をお確かめの上、ルールを守ってお出ください。		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類
12月	28日(木)	通常の曜日どおり収集します		
	29日(金)	通常の曜日どおり収集します		
	30日(土)	通常の曜日どおり収集します		
1月	31日(日)	収集はお休みです		
	1日(月)			
	2日(火)			
	3日(水)			
	4日(木)	通常の曜日どおり収集します		
	5日(金)	通常の曜日どおり収集します		
	6日(土)	通常の曜日どおり収集します		

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(日)から1月3日(水)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。

← 粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までに申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。

磯子区連合町内会長会資料
令和5年11月17日

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

「民児協いそご 第48号」の配布について

晩秋の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より磯子区の福祉・保健事業に御理解・御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、磯子区民生委員児童委員協議会において、『民児協いそご 第48号』を発行致しましたので配布させていただきます。

恐れ入りますが、各自治町内会の状況に合わせて、地区回覧等のご協力をお願いいたします。

連絡先：磯子区福祉保健課 川嶋、加藤

電 話：750-2411

FAX：750-2547

E-mail：is-fukuho@city.yokohama.jp

地域活動ホーム「いぶき」施設見学会の開催

地域活動ホーム「いぶき」のご協力により施設見学会を8月28日・30日に2グループに分けて開催しました。施設見学会開催のきっかけは磯子地区スイッチON推進会議やふれあい運動会で「いぶき」の職員や利用者が参加しているのは認識していましたが「いぶき」ってどこにあるの。誰が利用しているのか全く不勉強な状態でした。今年度のスイッチON磯子のテーマが「障がい者」であることから「いぶき」を知りたいと思い企画しました。施設見学会の前に職員の障がい者施設や障がいのある方の暮らし方を説明していただいた後施設内を見学しました。施設のスローガン「共に生きる・あたり前の暮らしづくり・可能性の追求」のお手伝いができるように私たちはもっと障がい者に対する理解を深める必要があると思いました。

【磯子地区 内藤 満】



赤い羽根共同募金

10月4日に洋光台地区民生委員児童委員による赤い羽根共同募金が行われました。洋光台の駅前、横浜銀行前、イトーヨーカ堂前で3班に分かれ実施されました。当日は、お揃いの紫のポロシャツを着用して活動をしました。

コロナが5類になってはいますが、従来の声を出しての活動は出来ず、専ら笑顔でアピールの募金活動です。募金の姿を見つけ顔見知りの高齢の方が少しですがと恐縮されながら募金をして下さいました。また、お母さんに連れられた小さいお子さんが小さな手で募金箱にと微笑ましい募金もありました。

皆さんからの尊い募金が有効に活用される事になれば良いと思いました。

【洋光台地区 西脇 光雄】



事務局紹介



福祉保健センター長
金指 剛

令和5年4月に磯子福祉保健センター長に着任しました金指と申します。長らく続いた新型コロナ感染拡大による行動制限もようやく緩和され、街のにぎわいも戻りつつありますが、コロナ禍にあっては、民生委員活動も様々な制約を受けることとなり、大きく様変わりした時期でございました。皆様におかれましては、このような中でも地域福祉の推進に向け、たゆまぬご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

引き続き、「スイッチON磯子」の基本理念であります「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」べく、皆様とともに全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



福祉保健課長
川崎 洋和

令和5年4月に磯子区福祉保健課長に着任しました川崎と申します。昨年12月に3年に1度の一斉改正が行われましたが、現在、再任・新任あわせて205名の民生委員・児童委員の皆さまにご活躍いただいております。皆様には、これまで積み重ねてきた実績を継承ながら、次世代に向け新たな福祉保健行政にご協力を賜りますようお願いいたします。

今後も、行政として委員の皆様が安心して委員活動に取り組めるよう努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

ICT委員会からのお知らせ

ICT委員会では、磯子区民児協ホームページを通じて各地区のイベント情報等を発信しています。「磯子区民児協」で検索か、右のQRコードでホームページを検索してみてください！



磯子区民児協



編集後記

新型コロナも5類になり、地域の行事もほぼ再開されてきました。頑張れ、磯子！

【上笹下地区 北見 一彦】

コロナも落ち着き以前と変わらない生活が戻ってきましたが、この3年間で色々かわり以前と同じ活動とは、いかに変わりました。日々アップデートをしていかねば！

【洋光台地区 小川 恵美】

広報委員会名簿

- 根岸地区 長田 みどり
- 滝頭地区 堀部 孝治
- 岡村地区 田辺 美代子
- 磯子地区 柳澤 浩子
- 汐見台地区 高木 美枝子
- 顧問：屋代 昭治 溝口 早苗 内藤 満
- 屏風ヶ浦第一地区 村上 千鳥
- 屏風ヶ浦第二地区 大山 亮一
- 杉田地区 中島 裕見子
- 上笹下地区 北見 一彦
- 洋光台地区 小川 恵美

スイッチON 磯子

民児協 いそご

発行：
磯子区民生委員
児童委員協議会

第48号
令和5年11月17日

磯子区民児協全体研修

9月10日～11日、好天に恵まれ総勢56名が参加して全体研修が実施されました。今までコロナ禍で計画されても実施に至らず、4年ぶりに実施されました。参加者それぞれが自地区はもちろんのこと、他地区の方々とも活動について情報交換し、有意義な交流の時間ももてました。

今回の目的地は原田泰治美術館。1歳の時に小児まひに罹り両足が不自由になりましたが、開拓農民として一家で長野県下伊那郡伊賀良村（現在の飯田市）に移住し、1953年までの10年間を過ごされ、家族や自然のぬくもりにつつまれた日々が、[原田泰治の世界]の原点となったそうです。残念なことに昨年他界されましたが、作品を通して伝えたいことが少し理解できたと思います。

また、今回はバス2台に分乗し、往復の車中で、「人生100年時代の終活」・「感染症に関する人権」についてDVDを視聴しての研修です。民生委員として活動する上で、それぞれ考えさせられる内容でした。



宿泊は白樺リゾート池の平ホテル。リフトで山頂まで上がり黄金アカシアと花の丘の山頂エリア「ピーターラビット™の森」へ。可愛い家や風車のミニチュアが並び、華やかな季節の花々が咲くミニチュアガーデンでした。

2日目は清里開拓の歴史と共に歩んできた清泉寮見学。本館の赤い三角屋根は、清里のランドマークになっています。八ヶ岳を眺め、自然とふれあい癒された二日間でした。

【汐見台地区 高木 美枝子】



もくじ

磯子区民児協全体研修	1
主任児童委員特集	2
地区のご紹介／赤い羽根共同募金／事務局紹介／ICT委員会からのお知らせ／編集後記	4



主任児童委員特集



主任児童委員とは、民生委員の中でも、子ども・子育てに関する相談や支援活動を専門的に担当する委員です。区内15名で活動中です。

令和5年度 活動紹介

4月 いそびゴールデンウィークに参加しました!

「わらじづくり」を行いました。コロナ禍で出来なかった子ども達との交流が久しぶりにできました。

わらじを作りながら、子どもとのふれあいや楽しく、保護者の方ともたくさんのお話できました。主任児童委員について理解を深めてもらえる良い機会になりました。



5月 『いそピヨ』訪問

新しく委嘱された委員とともに訪問しました。久しぶりに赤ちゃんを抱っこし、優しい気持ちになり触れ合いながら癒されました。

パパの参加も見られました。スタッフが赤ちゃんを見守り、ママたちは背守り作りをしながら交流をしていました。良い息抜きの場になっているようです。



5月 横浜型こども家庭支援センター『ゆいの木』訪問

『ゆいの木』は家庭や子育てに関する相談に対して専門的な支援をするとともに、さまざまな援助を行う施設です。中原2丁目にあり、見学に伺いました。

田舎のおじいちゃん・おばあちゃんのような居心地の良い場所でした。スタッフの方々が子どものことをよく考えられている雰囲気印象的でした。



こんにちは! 主任児童委員です!!

私たちはこんな**気持ち**で活動しています

- ・地域の子どもの見守り役
- ・子育て世代と行政のパイプ役
- ・子育て世帯の応援隊
- ・子育てについて学んだ気兼ねない隣人さん



6月 横浜市こども青少年局 南部児童相談所 研修!

コロナ禍の影響もあり増加している児童虐待などのケースについて研修会を行いました。具体的に事例を挙げながら講義を頂き、児童相談所が関係機関とどのような連携をはかり、支援を行っているかを学ぶことが出来ました。



9月 磯子まつりでの活動

万華鏡づくり

清々しく晴れた日、たくさん子ども達が来てくれました。

一生懸命作った万華鏡をクルクル回しながら覗くと、キラキラする世界に「きれい!」と満面の笑み。素敵な作品に私達も嬉しく、改めて地域の良さを感じる楽しいおまつりでした。

【主任児童委員 三戸 薫】



エコバッグづくり

真っさらな、白いキャンパス地のトートバックに、お絵描きクレヨンを使ってオリジナルバッグを完成させる体験をしてもらいました。当日は、イルカや恐竜、ハートや星といった型も用意しました。真剣な眼差しで作成し、完成すると笑顔で嬉しそうに持ち帰る姿はとて心温まるものでした。

【主任児童委員 青柳 寛子】



コマ回し

はじめは手元がおぼつかなかった子ども達も、腕自慢の民生委員から熱心な指導を受け、上手に回せるようになりました。

本格的なコマ回しは少し難しい小さな子ども達には手回しコマや折り紙コマを用意し、飽きることなく遊ぶ姿も印象的でした。

【主任児童委員 弓場 佳多子】



輪投げ

今年は、参加対象を小学生に限定せず、幼児も参加できるようにしたことで、小さな子ども達が多くチャレンジしてくれました。輪を持ってトコトコ歩いて、目の前の的棒に輪を引っ掛ける姿も可愛く、見学する親御さん達とも楽しい時間を共有できました。

【主任児童委員 高浦 和代】



クイズコーナー

参加者親子に「オレンジリボンって知ってますか?」と問いかけをするところからはじめました。

1日に約200組の親子にオレンジリボンの意味を伝える良い機会になったと思います。

「知りません」という声が多い中、「学校で先生が付けてるよ」という嬉しい言葉も聞くことが出来ました。

【主任児童委員 新目 佳子】

オレンジリボンには「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。



主任児童委員に関するお問い合わせ

磯子区役所 福祉保健課 電話:045-750-2411 FAX:045-750-2547 E-mail:is-minji@city.yokohama.jp